

ア 資産マネジメントの推進

県が保有する橋梁・河川施設等の社会基盤施設や庁舎等は、高度成長期に集中して建設されており、今後、維持補修や更新のための費用の増加が見込まれています。

今後、こうした資産の将来における維持更新費を抑制・平準化し、持続可能な行財政運営を確保するため、社会基盤施設の予防保全等による長寿命化・安全確保に取り組むとともに、庁舎等の再整備を経営的な視点から戦略的に進めていきます。

なお、取組を進めるにあたっては、対象とする資産の範囲や、維持更新コストの把握方法について、国の動向等を踏まえて検討を進めてまいります。

〔主な取組項目〕

(ア) 社会資本の維持更新コストの抑制 (県土整備部/農林水産部)

- ・社会基盤施設(橋梁、河川施設、港湾施設、都市公園施設、流域下水道施設、県営住宅、漁港施設)について、長寿命化計画に基づく予防保全の実施等により、施設の安全の確保や、維持・更新費の軽減・平準化を図ります。

(イ) 庁舎等の資産マネジメントの推進 (総務部/環境生活部/各部局)

- ・県が保有する庁舎や土地について、将来負担の軽減や財産管理の適正化を推進するため、経営的な視点から戦略的にマネジメントを行う庁内体制の整備を進めます。
- ・県有の庁舎等の再整備について、将来的な保有コストの全体像を把握するとともに、再整備に係る指針や具体的な計画を策定するほか、施設の長寿命化の取組を推進し、維持・更新費の軽減・平準化を図ります。
- ・庁舎等の維持管理コストについて、省エネルギーの推進により低減を図ります。

イ 資産の処分促進・有効活用

県が保有する資産について、行政財産または事業用資産としての役割を終えた売却可能資産の処分を促進するとともに、空きスペースの利用や広告媒体としての活用等の利活用方策を検討し、収入の確保や再生可能エネルギー*の導入に取り組んでいきます。

▶【関連】P27 財政健全化計画 -イ 資産マネジメントの推進（確保目標額 40 億円）

〔主な取組項目〕

（ア）売却可能資産の処分促進（総務部/各部局）

- ・財産管理の適正化や財源確保の観点から、売却可能な未利用県有地等の処分を促進します。
▶【関連】P27 財政健全化計画 -イ-(ア) 未利用県有地等の処分の促進 / (イ) 未利用県有地等の有効活用や施設の廃止等の見直し

（イ）県有資産を活用した収入の確保（総務部/各部局）

- ・県有施設に設置された自動販売機の公募設置拡大や、県が発行する印刷物等への広告掲載等により、県有資産を活用した収入の確保に取り組みます。
▶【関連】P27 財政健全化計画 -ウ-(イ) 県有資産を活用した収入確保
- ・県が保有する知的財産等の無形資産について、有効活用に向けた把握・検討を行います。

（ウ）県有資産を活用した再生可能エネルギーの導入（環境生活部/各部局）

- ・再生可能エネルギー設備の設置に活用可能な県有地及び県有施設において、再生可能エネルギー設備の導入等に向けた取組みを進めます。

ウ 債権管理の適正化

貸付金、使用料、負担金など県が有する債権については、多くの県民が誠実に納付している一方、支払能力があるにも関わらず納付しない滞納者もあり、多額の収入未済が発生しています。こうした税外債権の管理・回収を効果的かつ効率的に行うため、進行管理の徹底、税務当局との連携、債権回収業務の民間委託の拡大等、全庁的な取組みを推進します。

▶【関連】P27 財政健全化計画 -ウ-(エ) 債権管理の適正化（税外未収金の縮減）

〔主な取組項目〕

（ア）税外債権の管理体制の強化（総務部/関係部局）

- ・税外債権の管理・回収業務を効果的かつ効率的に行うため、進行管理の徹底、税務当局との連携等に取り組みます。

（イ）債権管理回収業務の民間委託の拡大（総務部/関係部局）

- ・債権管理回収業務の民間委託について、サービサー**への委託業務の拡大や、弁護士法人等の活用を検討します。

*【再生可能エネルギー】：「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」において、「エネルギー源として持続的に利用することができる」と認められるものとして、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱、バイオマスなどをその範囲としています。

**【サービサー】：「債権管理回収業に関する特別措置法」（サービサー法）に基づく法務大臣の許可を受け、弁護士法の特例として特定金銭債権（金融機関、都道府県、市町村等が有する貸付債権等）の管理回収業務を行う債権回収会社（株式会社）のことです。